

事務連絡
令和2年9月18日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

催物の開催制限等の変更に伴う感染防止策の徹底について

現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの適切な見直し、イベント主催者等による必要な感染防止策の実施、イベント主催者等における感染防止の取組の公表等を前提に、当面11月末まで、人数上限及び収容率要件の目安を変更することとしている。

関係各府省庁においては、以下の点について留意されたい。

- 大規模なイベントの開催に当たっては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、催物の前後における感染拡大リスクが高まる場合がある。引き続き、イベント主催者等からの注意喚起に加え、関係する各所管団体等に対して、イベント主催者等との連携等を図りながら、催物の前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。
- 関係する各所管団体等に対して、催物の開催規模が拡大することに伴い、感染防止策のさらなる見直しが必要となる場合には、必要に応じて、更なる感染防止策を実施するよう促すこと。

以上